

被扶養者の資格確認調査（検認）へのご協力ありがとうございました

当健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条等に基づき、毎年被扶養者となっているご家族が現時点でもその資格を満たしているか確認調査を行っています。

本年度の対象は被扶養者をもつ日本アイ・ビー・

エム(株)社員です。提出期限は8月21日(金)となっておりますが、**未提出の方がいらっしゃいましたら至急お送りください**ますようお願いいたします。

なお、本年度は株式会社オーク스에調査業務を委託しております。

オンライン診療・服薬指導の活用を

ICTの発展や医師の働き方改善などのため、オンラインによる診療や服薬指導が可能になってきています。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、時限的・特例的なオンライン診療・服薬指導が認められています。

薬機法[※]の一部改正によるオンライン服薬指導が2020年9月から開始

※ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

2019年に成立した改正薬機法の施行により、2020年9月からオンライン服薬指導が開始されます。これは、4月から行われている新型コロナウイルス感染症対策のための時限的・特例的なオンライン診療・服薬指導（次項）が終了しても継続します。

服薬指導については、これまで国家戦略特区のみの実施でしたが、2020年9月から、オンライン診療や在宅訪問診療で処方された薬について解禁されることになりました。

薬剤師は、必要に応じて調剤時以降のフォローアップを行うように

改正薬機法の施行により、薬剤師の役割も見直されます。

- 調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や、服薬指導を行う（義務化）。
- 患者の薬剤の使用に関する情報を、他の医療提供施設の医師等に提供する（努力義務）。

新型コロナウイルスの感染症対策として 時限的・特例的なオンライン診療・服薬指導も

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年4月から時限的・特例的に、電話や情報通信機器を用いたオンライン診療や服薬指導が認められています。希望する患者に対し医師が医学的に可能と判断

した場合に、事前に対面による受診歴がなくても、初診からオンラインで受診できます。

※すべての医療機関がオンライン診療・服薬指導に対応しているわけではありません。

詳しくは



★ 編集後記 ★

本来であれば今頃オリンピックの余韻に浸りながらパラリンピックを迎えていたはず。世の中が一変してしまいました。バランスのよい食事と十分な休息、そして「笑顔」で免疫力を高め、感染しないよう、感染させないよう気をつけましょう。

- 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで